

公 告

次のとおり賃借人を募集いたします。

令和5年4月7日

種子屋久農業協同組合
代表理事組合長 岩 次則
(公 印 省 略)

1. 賃貸借に関する事項

- (1) 賃貸人：種子屋久農業協同組合
- (2) 物件所在地：鹿児島県西之表市西之表3681番地
- (3) 地目：雑種地ならびに宅地
- (4) 面積：14,453㎡（賃貸対象面積）
- (5) 期間：協議により決定する
- (6) 賃貸借契約にかかる特記事項：
賃借人が反社会的勢力等の関係者であることが判明した場合は契約は無効とする。

2. 申請期間

令和5年4月7日（金）～令和5年4月21日（金）

3. 申請窓口

種子屋久農業協同組合 企画管理部 管理課
熊毛郡中種子町野間5281番地
TEL：0997-27-1211

4. 申請方法

物件の用途、期間並びに希望賃料〔月額、1平米あたり単価〕を記載した書面（借受申請書）を上記申請窓口提出するものとする。

5. 賃借人の決定方法

借受申請書に記載された用途、期間、希望賃料等を総合的に勘案し決定する。
なお、審査結果の公表は行わない。審査結果の確認については、上記申請窓口へ照会すること。ただし、異議申し立ては受け付けない。

6. その他特記事項

- ・対象敷地を県道より隣接する農産加工施設まで縦断する仮設道路は、貸主も通行するものとする。
- ・物件は原則として全区画を一括で貸出すものとする。（詳細は協議による）

- ・支払い条件については、原則として翌月分を前月末までに支払うものとする。(詳細は協議による)
- ・建築物の設置は原則として認めない。工作物は貸主と事前に協議のうえ許可された場合のみ設置を認める。敷地に手を加える場合は、貸主と事前に協議のうえ許可を得ること。また、行政庁への申請・届出等はその一切を借主が行うこと。
- ・敷地内において電気、用水等を使用する場合は、そのすべてを借主の負担において整備すること。なお、賃貸借契約が満了した際には原則として全てを撤去し、原状復帰するものとする。(詳細は協議による)
- ・敷地内およびその周辺の安全管理は、借主がその責任を負うものとし、敷地への侵入防止策や敷地へ出入りする車両等に関連する安全対策は、貸主と事前にその対応策を協議のうえ決定するものとする。
- ・敷地内にて発生した一切の損害について、貸主は関知しない。また、賃貸した物件に関連して第三者に損害等を与えた場合には、その一切の責任を借主が負うこととする。
- ・賠償責任保険またはそれに準じるものへの加入もしくは賠償責任能力を証明するものを提示すること。
- ・近隣住民に対し振動・騒音等の発生や廃棄物、汚水・排水等による公害の発生が無いように努めるとともに、近隣住民に対し一切の不安を与えることの無いようにする。
- ・万が一苦情等の申し出があった場合は、借主の責において解決するものとし、対応如何によっては賃貸借契約を打ち切るものとする。なお、その際に発生する撤去・解体・搬出等によって生じる損害は、貸主は一切負担しない。

以上